

大阪市会告示第 1 号

大阪市会ハラスメント防止条例（令和 6 年大阪市条例第 17 号）は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日

大阪市会議長 竹 下 隆

（市会事務局総務担当）